

「酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の
交換公文」を通じた酒類の地理的表示の保護について

「酒類の表示の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」
を通じ、地理的表示の確認を行ったことに伴い、次に掲げる酒類の地理的表示（GI）
は、令和3年12月22日から、日本において保護されることとなります。

番号	名称(注1)	産地の範囲	酒類区分(注2)	(参考)翻訳の例
1	Bourbon Whisky / Bourbon Whiskey	アメリカ合衆国	蒸留酒	バーボン・ウイスキー
2	Tennessee Whisky / Tennessee Whiskey	アメリカ合衆国	蒸留酒	テネシー・ウイスキー

- (注) 1 「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」といいます。）第9項に基づき、地理的表示の名称の翻訳及び「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴い使用される場合も保護の対象となります。
- 2 表示基準第1項第4号に定める「酒類区分」を指します。
- 3 「名称」及び「(参考)翻訳の例」欄の「/」は、一つの地理的表示に対して複数の名称がある場合にそれぞれの名称を区分するために使用しています。